

元の生活を返せ・いわき市民訴訟裁判。

みなさん！傍聴に来てください！

裁判も最終段階に入りました！ 第7回目の原告本人です。

— 裁判所を取り巻くほどの多くの支援が必要です！ —

※ と き **1月15日（水）八幡宮会館に集合 8時30分**

※ ところ **八幡宮会館に集合**（⇒前庭デモ出発⇒裁判所前⇒）**傍聴券抽選に参加**

法廷では4人の本人尋問が行われます。

◎午前9時50分 ①矢吹道德さん(地域(町内会長)と家族の安全策決断の苦悩を訴えます。)

◎午前11時10分 ②佐川みきさん(被ばく不安と回避行動によるストレスの生活を訴えます。)

昼食休憩(12:00～13:15)が入ります。佐川さんは昼食をはさみます。

◎午後1時45分 ③新谷辰夫さん(作陶への影響。もう孫を呼ぶことができない?!と訴えます。)

◎午後3時05分 ④志賀静子さん(旧屋内退避区域の久之浜の自然や農業被害などを訴えます。)

※午前から午後にかかる人は昼食を持参してください。八幡宮会館で食事が取れます。

なお、会館内では、昼食のときに「けやきの弁当やデザートなど」の販売をいたします。

※法廷に入れられない人のために、9時50分から八幡宮会館で裁判の学習会をします。

※裁判終了後、報告集会があります。それまで参加してください。

※傍聴希望者は、**必ず!**事前に事務局にご連絡をください。

※午後から傍聴を希望される方は、**12時40分には八幡宮会館に必ず!**おいで下さい。

(都合でやむを得ない時は、傍聴券抽選や報告集会のみの参加も歓迎です!)

知人・友人にも声をかけて、大勢で裁判所を取り囲みましょう!!

問い合わせ先:賠償をさせる会・原告団事務局(27-3322)